

# KSKR

# 移動・送迎支援活動ニュース



## 総合事業を活用した移動

## ・外出支援のしくみと動向

介護保険制度は2015年度に大きな転換点を迎え、予防給付の一部は市町村が担う「地域生活支援事業」に移行され、地域ごとの創意工夫が始まっています。

創意工夫の主体となる地域の“支えあい活動”も少しずつ動き出していますが、この担い手はNPO法人・社会福祉法人・企業・町内会等に代表される、地域に根付いた活動を展開している団体です。

移動送迎を支える制度が今後どのように展開し、介護保険の改正とからんで、これから私たちの地域でどう移動送迎活動を取り組んでいけばいいのか、様々な角度から検討していかなければなりません。

「訪問型サービスD」等の移動・外出支援の導入にあたって、新しい総合事業に基づいて実施中、または実施予定の市町村の事例を通じて、訪問型サービスD等の多様な



移動・外出支援の可能性や課題、対応策等の検討が、それぞれの持ち場、地域で始められているのです。

そこで「総合事業を活用した移動・外出支援のしくみと動向」と題したレポート（NPO法人 全国移動サービスネットワーク作成／2017年10月16日）を紹介したいと思います。

それぞれの地域、それぞれの団体で取り組みの課題を考える一つの資料となれば幸いです。

【関西 STS 連絡会・事務局】

### 目次

- 総合事業を活用した移動
  - ・外出支援のしくみと動向 .....1
- 第8回ポジティブ生活文化交流祭 .....14
- インストラクター&運行管理者研修会案内 .....16
- 《国土交通省認定講習》運転協力者講習会 .....18
- 九州地区移動支援ネットワーク交流会報告 .....20
- 告知「お譲りします！」 ..... 22

## 移動や外出等にかかわる問題

### 【国土交通省】

- **交通政策基本法**（2013.12月）
  - 利用者本位をはじめて明記
  - 自治体に総合的かつ計画的な実施を求める

地方分権の流れ

#### 住民の足確保は自治体の責任

**法第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた**施策を策定し、及び実施する責務を有する。**



- **改正地域公共交通活性化再生法**（2014.11月）  
「**地域公共交通網形成計画**」策定により面としてのネットワーク整備を求める。  
タクシーや自家用有償旅客運送の位置づけ可能に  
だが、**網形成計画策定 303件**（2017.6月末現在）

## 移動や外出等にかかわる問題

- **自家用有償旅客運送 登録事務・権限の移譲**（2015.4月）  
移譲を受けたのは、これまで全国で19自治体

（2015年4月）北海道池田町・美深町・豊富町、新潟県、長野県、富山市、神奈川県大和市、徳島県つるぎ町、佐賀県、熊本県山江村・球磨村（2015.10月）大分県（2016年1月）横浜市（2016年4月）栃木県、埼玉県、岡山県、鹿児島県、茨城県五霞町、東京都江東区

### 【厚生労働省】

- **介護保険法の改正**

市町村の判断により、介護予防・日常支援総合事業の中で  
**移動支援に委託費や補助金の支出を可能に**（2015.4月）

地方分権の流れ

自治体側の受止め、意欲は？



# 訪問型サービスDにかかる市町村意向調査 および相談・開発支援事業

日本財団助成事業



「報告書」全149頁 2017（平成29）年3月  
<http://www.zenkoku-ido.net/action.php#action61>

- 全市区町村対象に意向調査を実施（2016年8月）
- 720市区町村(41.4%)から回答
- 高齢者等の移動・外出支援は多くの市町村が課題と捉えていた（414市区町村が自由記述）

- ヒアリング調査 個別相談
- アドバイザー派遣
- 厚労省&国交省への働きかけ



しかし、道路運送法との関係など仕組みが複雑で取組みにくい実態が窺えた

- 訪問型サービスD  
実施 4 実施予定 24
- 訪問型サービスBで送迎を実施 1
- 通所型サービスBで別主体が実施 & 実施予定 11
- 一般介護予防事業で実施 & 実施予定 62

## 道路運送法

許可

### <タクシー> 4条による許可（緑ナンバー）

利用者は、だれでも可

### <介護タクシー> 福祉輸送事業限定許可（緑ナンバー）

利用者は、要介護・要支援認定を受けている者、障がい者など単独ではタクシー等を利用することが困難な者とその付添人

### <ぶらさがり許可>（白ナンバー）

訪問介護事業所が介護タクシー事業の許可を受けた場合は、その事業所のヘルパーは許可を受ければ自家用車両、1種免許で移動支援を行うことができる。利用者は介護保険の要介護認定者。ケアプラン必要。乗車又は降車の介助については介護保険を適用できる



## 道路運送法

### 登録

### 自家用有償旅客運送

道路運送法の改正（2006年）で位置づけられた

- ◆市町村運営有償運送（市町村福祉輸送、交通空白輸送）
- ◆福祉有償運送 … 利用対象者は制限 → 身体障害者、要介護・要支援認定者、その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者（複数乗車も可）



その他**基本チェックリスト該当者（2015年処理方針）**

- ・運送主体は非営利法人や法人格がない自治会など
- ・運賃は営利に至らない範囲
- ・訪問事業所であれば、介護保険の乗降介助が適用

- ◆公共交通空白地有償運送(過疎地有償運送改め)…利用者には地域住民や来訪者等  
地域公共交通会議等で合意が必要

## 道路運送法

### 許可や登録は不要

国土交通省 事務連絡（2006年 平成18年）

「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」

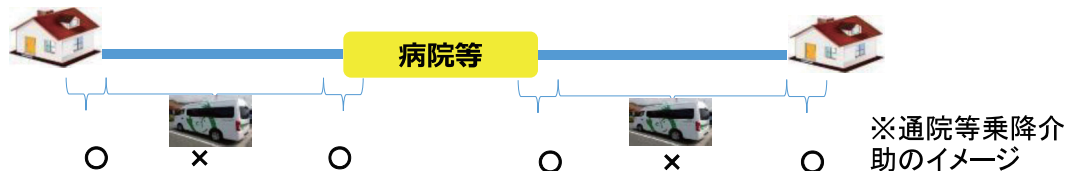
- (1)- 1 利用者からの給付が、任意の謝礼と認められる場合
- (1)- 2 利用する・しないに関わらず 会費等が一律の場合
- (2)- 1 利用者からの給付が野菜や地域通貨など換金性が乏しい財物などで行われる場合
- (2)- 2 ボランタリーなサービスを相互に提供し合う場合
- (3) 利用者からの給付が**ガソリン代実費、道路通行料、駐車料金(特定費用)のみ**の場合
- (4)- 1 市町村の事業として**市町村の車両で実施**されるなど、**利用者の負担がゼロ**の場合
- (4)- 2 **自家輸送**の場合
- (4)- 3 **介護や家事身辺援助等のサービスと一体型**の場合
- (4)- 4 利用者の所有車両で送迎を行う場合



## 訪問型サービスDの2つの類型

### ケース1) 通院や買物等

通院等をする場合における送迎前後の付添支援 【補助は間接経費だけ】



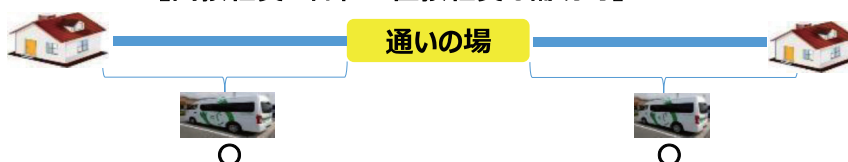
- ケアマネジメントに基づき必要に応じて付添や見守りを行う
- 目的地は生活支援の範囲内であれば、通院のほか買物支援も可
- 補助金は、サービス調整の人件費等の間接経費のみが対象(車両やガソリン代等の補助は不可) ※改善の可能性あり

## 訪問型サービスDの2つの類型

### ケース2) 通所目的「サロン送迎型」

通所型サービスBにおいて、その送迎を別主体で実施

【間接経費と合わせ直接経費も補助可】 ※市町村の裁量により判断



- 通所型サービスBや一般介護予防事業による通いの場（サロン等）の送迎を別主体が行う場合
- 補助金は、間接経費のほか、ガソリン代など送迎にかかる実費、車両購入費など具体的な対象経費は、費用の効率性の観点から市町村の判断に委ねられている

## 高齢者の移動手段の確保に関する検討会

### ＜経緯＞

- 昨年11月「**高齢運転者による交通事故防止対策**に関する関係閣僚会議」

### ④ 高齢者の移動手段の確保に関する検討会（3月～6月）

- 高齢ドライバーがマイカーに依存しなくても生活できる環境整備
- **公共交通を補完するボランティア団体の活動や地域の助けあいの中で移動手段を確保**

① **地域公共交通の活性化及び再生の将来像**を考える懇談会

② **バリアフリー法及び関連施策のあり方**に関する検討会

③ **安全運転サポート車の普及啓発**に関する関係省庁副大臣等会議

● **さまざまな交通手段を有機的に組み合わせて持続可能な交通体系を構築**

## 検討会のメンバー

### 構成員（有識者等）

- 鎌田 実（東京大学教授）座長
- 石川貴美子（秦野市高齢介護課担当課長）
- 加藤博和（名古屋大学教授）
- 河崎民子（全国移動ネット副理事長）
- 田中亮一郎（全国バス・タクシー連合会副会長）
- 平位 武（日本バス協会理事）
- 水田 誠（全国福祉輸送サービス協会副会長）
- 横端光雄（自由学園最高学部講師）
- 三星昭宏（近畿大学名誉教授）
- 吉田 樹（福島大学准教授）

### 国土交通省

- 藤田耕三（総合政策局長）
- 篠原康弘（総合政策局次長）
- 松本年弘（総政局公共交通政策部長）
- 金子正志（総政局交通計画課長）
- 鶴田浩久（**自動車局旅客課長**）

### 関係省庁

- 金子 健（内閣府政策統括官）
- 櫻澤健一（警察庁交通企画課長）
- 飯塚秋成（総務省地域振興室長）
- 三浦 明（**厚生労働省老健局振興課長**）

今年 3/10～6/19 4回開催

## 中間とりまとめ

第4回検討会(6/16)→修正公表(6/30)

### 3 自家用有償旅客運送の活用

・検討プロセスのガイドライン化 (平成29年度中に実施)

・市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化

・・8月に通知済み

①市町村運営有償運送のうち交通空白輸送

(改正前) 路線を定めて行う → (改正後) 区域内を自由に運行できる

②使用車両 (改正前) 市町村の車両に限定 → (改正後) 持ち込み車両も可



- ・福祉有償運送のような個別輸送が可能に
- ・地縁組織等に委託する場合は、ボランティアのマイカーや、法人等の車両を加えることによって、小回りの利く利便性の高いサービスが行われることが期待されている

## 中間とりまとめ

第4回検討会(6/16)→修正公表(6/30)

### 5 福祉行政との連携

・地域における**運輸部門と福祉部門の連携強化**

(速やかに周知) → ①通知済み

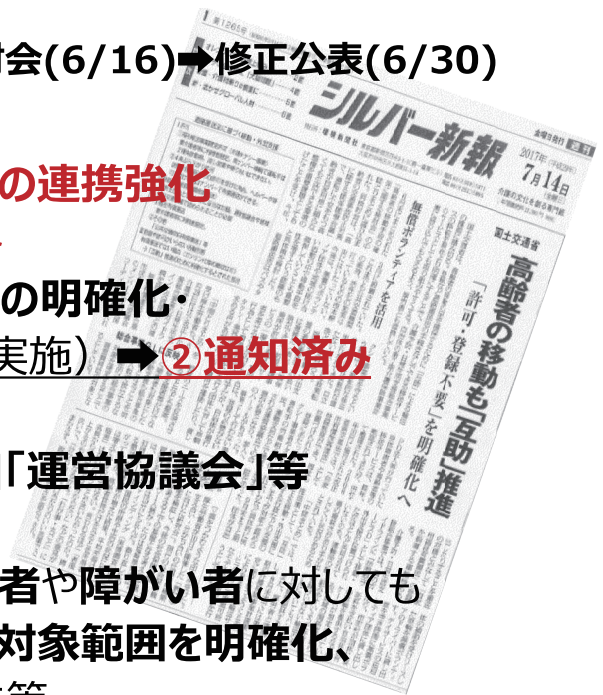
・介護保険制度の**移動支援サービスの明確化・**

**普及拡大** (平成29年7月までに実施) → ②通知済み



①「協議体」と「地域公共交通会議」「運営協議会」等との連携、相互理解促進

②訪問Dが要支援者等以外の高齢者や障がい者に対しても行われる場合の**位置づけや助成の対象範囲を明確化、**交通事業者参入時の要件・手続き等



## 中間とりまとめ

### 4 登録や許可を要しない輸送（互助による輸送）の明確化

#### ① ルールの明確化

- ガソリン代・通行料・駐車場代の他に、一定額（仲介手数料など）を収受することが可能な範囲を明確化

（来年3月までに検討・結論）

- NPO等が自治体の車両を活用するなど輸送の対価にあたらない支援を例示 （平成29年9月までに実施） →8/25通知済み

#### ② 実施にあたっての条件整備

…事故発生時の責任の所在、新たな保険商品の開発

#### ③ 互助による輸送モデルを広く情報提供 →9/29都道府県に通知済

「総合事業における訪問型サービスDの実施可能モデルについて」

## <モデル事例①> 神奈川県 秦野市の仕組み

### ● サロン（居場所）に行けなくなった人の支援

サービスの種類	<通所型サービスB>		<訪問型サービスD>
	デイ部分	送迎部分	
道路運送法			許可・登録を要しない運送
サービス提供者	住民ボランティア（週1回×4グループ）		福祉有償運送事業者・社会福祉法人（現在2団体）
補助金	1団体あたり年8万円（上限） 報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、ボランティア保険料		①送迎コーディネーター人件費・・・週あたりの延べ稼働台数1台あたり年49,000千円 ②通信費・・・事業実施日に稼働する自動車1台あたり年51,000円 ③消耗品費・・・週あたりの延べ稼働台数1台あたり年12,000円 ④車両保険料・・・394,000円×実施日数÷通所Bの実施日数 ★年間 約54万円
送迎車両			公用車（無償貸与）および受託者の車両
利用者負担	実費（昼食代等）		なし



## <モデル事例②> 山口県 防府市（向島地区）の仕組み

### ●介護予防教室（体操&買物）と送迎を多様な主体で支援

サービスの種類	<通所型 基準緩和 サービスA> 幸せます健康くらぶ		
	サロン部分	送迎部分	<訪問型サービスD>
道路運送法		許可・登録を要しない運送	
サービス提供者	防府市通所サービス連絡協議会 & 民生委員 & イオン防府店	社会福祉法人「蓬莱会」（障がい者系） <社福の公益活動として車両と運転手を無償提供>	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防体操と買物&amp;おしゃべりの場（毎回15人以上参加）</li> <li>・月1回イオンで（イオンは会議室無料提供）、1回は公民館/丸久の販売車</li> <li>・あえて連絡協議会に委託（共有化→他地区での立上げ）</li> <li>・市の短冊式要綱役立つ</li> <li>・民生委員は基本チェックリスト対象者の掘り起こしやサロン&amp;送迎付添</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議で買物困難の課題</li> <li>・社福「蓬莱会」は地域貢献策を模索中。施設建設を受け入れてもらった地域。快諾。月2回運行/市は燃料費実費を補助</li> <li>・民生委員（8人）は「向島にしき健康くらぶ後援会」を発足</li> <li>・保険は自動車保険と国内旅行保険</li> <li>・小野地区では地域活性化会議が中心になり立上げ中（通所B）</li> </ul>	
送迎車両		社会福祉法人の所有車両（26人乗り）	
利用者負担	2,500円の1割&昼食代	なし	

## 【モデル事例③】 茨城県 取手市

### ●既存団体の活用 <訪問型サービスD>

プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体側から既存の活動団体へ説明や担い手の打診を行う</li> <li>・福祉有償運送登録団体のうち2団体は運転者不足で辞退</li> <li>・NPO法人「生きる」のみが手上げ</li> </ul>
道路運送法	<b>福祉有償運送</b>
利用対象者	福祉有償運送の利用対象者 + 基本チェックリスト該当者
利用者負担	5キロ以内一律700円、以降2キロごとに300円
補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前から団体の補助を行っている（一般財源）</li> <li>・訪問Dの補助は上記と重ならない範囲/事務所賃借料など間接経費の一部のみ</li> </ul>

## 【モデル事例④】 島根県 美郷町

### ● 既存団体の活用 <訪問型サービスB+D>

プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県提案の「自治会等輸送事業（車両等の提供を受け、住民がガソリン代のみで送迎を実施する）」をきっかけに「NPO法人 別府安心ネット」が発足</li> <li>・維持継続が課題となって自家用有償旅客運送の登録を受けた</li> </ul>
道路運送法	公共交通空白地有償運送&福祉有償運送
利用対象者	基本チェックリスト該当者で、家族により援助を受けられない状況にある者、高齢者のみ世帯で軽度の援助を必要とする者など
利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問Bは1時間1,000円：家内の整理・整頓、特別なものの洗濯等</li> <li>・訪問Dは1キロあたり50円：日用品や食材の確保、外出時の付添</li> </ul>
補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問Bと訪問Dをセットで実施する団体に対して補助</li> <li>・Bは家事支援など、Dは対象者への通院・買物等の送迎前後の付添</li> </ul>

## 【実施中の事例】 千葉県 松戸市 <訪問型Bの中で実施>

### ● 訪問型サービスの一体的なケアマネジメント

サービスの種類	訪問型元気応援サービス		NPO法人たすけあいの会 ふれあいネットまつど (登録団体)
	生活支援コース(住民就労型) <訪問型サービスA>	困りごとコース(住民ボランティア型) <訪問型サービスB>	
サービス内容	介護保険制度内の生活援助サービス(老計10号内)  ふれあいネット	介護保険制度内外の生活援助サービス①家事・生活上の困りごと ②自動車による通院などの付添支援(訪問型サービスD)	団体独自のサービス ①生活援助 ②施設内援助(付添等) ③移動支援(有償運送)
利用者負担	(1割または2割負担) 1割負担は30分未満100円 30分~1時間未満 200円 1時間以上は超過加算	(1回あたり) 1時間未満は800円 1時間以上は超過加算	(1時間/1回あたり) 10点(1000円)枠制 1時間以上は超過加算
サービス提供者 賃金・謝金	(賃金) 1時間1,100円 (交通費を含む)	(活動謝金) 1時間(1回)800円 (交通費を含む)	(活動謝金) 1時間(1回)800円 (交通費を含む)

## 【実施中の事例】大分県 国東市 <一般介護予防事業> ●地域で支え合う体制づくり

プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で支え合う体制づくりが必要という意識の共有を始めてわずか1年で<b>住民発意・住民主体の居場所づくり</b>や移動・外出支援を実現</li> <li>・生活支援コーディネーターが動きはじめたころは<b>拒否反応や行政不信もあったが</b>、熱意をもって小学校区単位で<b>繰り返し必要性</b>を訴えた</li> <li>・<b>スピード感</b>を大切にした ・<b>行政や社協の本気度が住民に伝わり</b>、多くの住民が地域の将来像を具体的に描いた</li> </ul>
実施主体	住民有志による「くらしを考える会」 37人（登録不要の活動）
サービス内容	カフェへの送迎（サロン送迎） そこからの買物・外出支援（利用者無料）へ現在発展中
車両	ボランティアの持込み車両
補助	<b>カフェが一般介護予防事業の補助を受けている</b>

## 逗子・鎌倉ハイランド買物バスの仕組み<登録不要> ●社会福祉法人による公益活動（買物支援）

社福)百鷗「逗子清寿苑」と「自治会」がコラボして買い物支援

- 逗子清寿苑が**車両と運転手を提供**（地域貢献の一環）
- 逗子・鎌倉ハイランドの**両自治会の役員 1 名が添乗**（運転は自治会の事務員）
- 毎週（月）（木）11：30に坂の下にあるスーパーから、坂の上の自宅まで送る <無料>
- 対象者 多少は歩ける人（買物時間や所用など時間はさまざまなので行きはあえてバスは出さず）
- 2015(平成27)年12月から運行  
1日 5～6人が利用（好評）
- スーパーは、発車時の店内アナウンス等で協力



## 川崎市 麻生区 <登録不要> ● 社会福祉法人による公益活動（サロン送迎）

社福)一廣会「かないばら苑」と「あさお運転ボランティアCAP」がコラボ  
高齢者の自主サロンの送迎

- かないばら苑が**車両を提供（デイの空時間）** & 運転ボラの担当調整（地域貢献の一環）保険は運転ボラまで拡大
- 「あさお運転ボランティアCAP」メンバー10人が 毎回2人態勢で 自宅からサロン会場へ乗合で送迎 <無料> 帰りの途中下車も ときどきあり
- サロンは [片平おしゃべり会]10～14人/回 [ももとせの会]4～5人/回 [サロン・ド・それいゆ] 1～2人/回
- 運転ボランティアは、かないばら苑の安全運転テストで合格した人
- 2010(平成22)年12月から開始。お楽しみ外出へ発展中
- 利用者の方々の感謝の寄付で、運転ボランティアのベストと帽子を15着



## 外出&移動支援を実施するときのポイント！①

- （意向調査、地域ケア会議、協議体などで）誰が 何に困っているかを具体的に把握する（買物？通院？閉じこもり？）
- どのような支援が必要か どのツールが良いか（組合せを含む）を検討する
- 外出と交流(ふれあい、会話など)は最大の介護予防との認識が重要
- 市町村が策定中の「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（来年4月から実施）に盛り込む
- 住民等で課題を共有することが大事
- 生活支援コーディネーターの役割



➡さまざまな地域資源を知る・発掘する・結びつける

## 外出＆移動支援を実施するときのポイント！②

### ●許可・登録不要で行う場合 担い手団体への補助はできるだけ厚く

- ・訪問型Dの補助は、ケース1)2)とも間接経費のみ  
運転者の人件費は認められていない（無償ボランティア＝持出し）
- ・許可・登録不要での利用者負担に 現状 旅客課は懐疑的  
利用者負担がある市町の訪問Dは  
今年9/29付けの通知「実施可能モデル」から削除された
- ・地域づくりの視点から継続性の担保が必要



（要介護1・2の生活援助も追って市町村事業に？  
「我が事・丸ごと」地域共生社会も視野に）



## 外出＆移動支援を実施するときのポイント！③

### ・実施中の事例は、既存の地域資源をフル活用しているケースが多い

- ➔ 既存の移動・外出支援実施団体とのマッチングが成功すれば  
新しい総合事業の訪問型サービスDを導入できる

### ・ちなみに・・・

全国移動ネット調査（今年7～8月）

全国153 移動支援サービス実施団体から回答

- ・担い手になってもよい・・・34団体
- ・手一杯なのでなれない・・・45
- ・補助金等の条件しだい・・・48
- ・その他＆無回答・・・26

★ 課題・・・半分近い団体が 多様なサービスの内容や協議体等での議論を知らないこと





大阪コミュニティ財団「山口淑子友愛基金」助成事業

## 第8回

# 「東北⇔関西⇔九州ポジティブ生活文化交流祭」



2017年 **11月23日(木祝)**午前**11時**～午後**4時**

**会場:大阪市立長居公園 自由広場 (地下鉄 長居駅)**

**今年のテーマ** **いろんなつながりをつくる。**

東北のこともまだまだ応援していく。

九州にも足を運ぶ。いつでも僕らはどこかで誰かとつながることができる!!

いざというときに、いろんなひととつながりがあることの心強さ。

年に1回でもそのことを確認する「東北⇔関西⇔九州ポジティブ生活文化交流祭」。

これまでもそうですし、そしてこれからも。



## 「東北⇔関西⇔九州ポジティブ生活文化交流祭」は

これからも被災された障害者の生活や支援の応援をずっ～と続けていきます。



主催：NPO 法人日常生活支援ネットワーク  
〒556-0012  
大阪市浪速区敷津東 3-6-10  
TEL/FAX06-4400-4387

認定 NPO 法人ゆめ風基金  
〒533-0033  
大阪市東淀川区東中島 1-13-43-106  
TEL06-6324-7702 FAX06-6321-5662



## 《移動送迎支援活動》

# インストラクター & 運行管理者研修会 のご案内

移動送迎サービスとは、地域で移動が制約されている皆さんを車両を使って支援を行うサービスで、デイ・サービス、施設送迎、「4条・43条」(介護タクシー)、福祉有償運送、ボランティア送迎などがあります。その規模やサービス内容は様々で、要介護高齢者や障がい者に対する介護サービスとして提供される送迎や、交通不便地域に住む高齢者の買い物やサロンへの乗合送迎など、対象者や地域、目的等に応じて多様な活動が各地で取り組まれています。

2006年に「道路運送法」が改正され、NPO法人、社会福祉法人等の非営利団体が登録すれば福祉有償運送が可能となり、私たちは「誰もが自由に移動できる移動送迎サービスの発展」に向けて、この間“運転協力者認定講習”(認定研修修了者：5,254名、2017年10月現在)に取り組んできました。

高齢化社会の進展に伴って外出が困難な住民が増え、各地で移動手段の確保が喫緊の課題となっています。2015年度の介護保険制度改正では、住民主体の助け合い活動が「介護予防・生活支援サービス事業」の中に位置づけられ、

その一類型として示されたのが「訪問型サービスD(移動支援)」です。「新しい総合事業」を活用した多様な移動支援や、地域住民や福祉介護の関係者の連携・協働による取り組みが徐々に見え始めてきています。

移動送迎サービスは、利用される方々の外出目的に沿った適切な指示・伝達・報告や安全確保、事故発生時や苦情の処理などが「運行管理」といわれるものですが、これらは運行管理者と運転者との連携や、協力体制があってはじめて実現されるものです。そして、利用される方々のニーズの受付から、運行の調整や連絡等、その都度、的確な対応が求められます。

移動送迎サービス特有の課題と向き合い、地域に不可欠なサービスとして拡げていくためには、運行管理者、車両管理者、そしてインストラクターの育成が、今こそきわめて大切であると、私たちは考えています。

今回の研修会に参加され、運行管理及び車両管理のポイントや技術を共有されることをお勧めします。ご検討ください。

## インストラクター & 運行管理者研修会

■ 日 時：2018年1月30日(火) 10:00~16:00

■ 会 場：たかつガーデン(すずらんの間)【地図：裏面にあり】  
(大阪市天王寺区東高津町7番11号/近鉄「上本町駅」、地下鉄「谷町九丁目駅」下車)

■ 資料代：1,000円

■ 共 催：NPO法人 移動送迎支援活動情報センター/関西STS連絡会  
TEL/FAX：06-4400-4387 伊良原・えのきその  
E-mail：npo-ido@e-sora.net

※このセミナーは「マツダ・移動支援団体応援プログラム」の助成を受けています。





**【たかつガーデン】**

大阪市天王寺区東高津町7番11号  
 近鉄「上本町駅」・地下鉄「谷町九丁目駅」下車

(申し込み用紙)

氏名	
団体名	
団体住所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号 ( _____ ) FAX 番号 ( _____ )

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は  
 その目的以外の用途には利用しません。

**FAX. 06-4400-4387**

国土交通省  
認定講習

# 移動・送迎サービス 運転協力者講習会

## 福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

□ 改正「道路運送法」では、「**運転者の要件**」として「国土交通大臣認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も**最低470分(セダン車等研修を含む)**が規定されています。□

「道路運送法」改正の目的は、「**過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保**」(国土交通省)とされているものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、**移動送迎支援活動のすそ野を広げる**努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※二日間のカリキュラム全てに出席された方には、**運転協力者講習の「修了証」**を発行いたします。



📅 日 時: ①12月11日(月)～12日(火) ②1月22日(月)～23日(火)  
③2月12日(月)～13日(火) ④3月12日(月)～13日(火)  
いずれも 10:00～17:00 (9:40～開場・受付)

📅 会 場:「KS プラザ」3階 研修室 (NPO法人 日常生活支援ネットワークの裏)  
大阪市浪速区敷津東3丁目5番15号【チラシ裏面:地図参照】

📅 定 員: 20名程度 (定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

📅 参加費用: 8,500円/名 (関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。  
※**運転適性診断**を希望される方は1,500円で実施します。  
(当日受付でお支払いください。)

📅 主 催: NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

📅 共 催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL:06-4396-9189 FAX:06-4396-9189

(お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)



福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習会

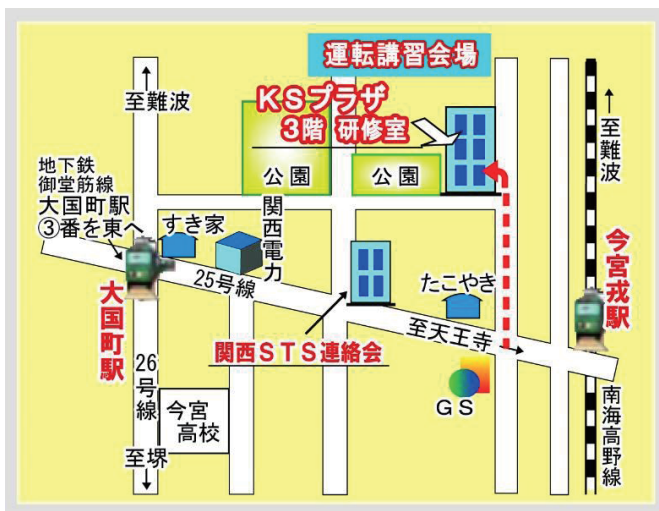
講習内容(第1日目)

- 10:00 第1章 運転協力者研修の目的と研修の進め方
- 10:30 第2章 移動・送迎サービスとは
- 11:00 第3章 移動・送迎サービスの利用者を理解する
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第4章 利用者の心理と接遇
- 14:00 第5章 必要とされる介助と活動の様子  
ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習
- 16:00 第10章 セダン車等運転研修(座学)
- 17:00 終了 (17:00～ 適性診断)

講習内容(第2日目)

- 10:00 第6章 移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー
- 11:00 第7章 福祉車両について
- 12:00 昼休憩
- 13:00 第8章 移動・送迎サービス関連の交通法を理解する
- 14:00 第9章 福祉車両・セダン車両への乗降及び運転実技
  - 1班:福祉車両への車イス乗降・運転実技
  - 2班:セダン車両へ乗降・介助実習・車イス実技
- 17:00 修了式

運転適性診断を希望される方は講習終了後に行います(費用は 1,500 円)



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者補償制度20余年の実績の

**A I U 保険会社**  
ジェイアイシーウエスト(株)

TEL : 06-6941-5187 FAX : 06-6944-1728  
自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

申し込み用紙

希望日 (○印を)	①12月11日(月)～12日(火) ③2月12日(月)～13日(火)	②1月22日(月)～23日(火) ④3月12日(月)～13日(火)
団体名	<input type="checkbox"/> 運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 <input type="checkbox"/> 4条許可の事業者 <input type="checkbox"/> 43条許可の事業者	
団体住所 及び連絡先	〒 _____	
	電話番号( _____ ) FAX 番号( _____ )	
参加者氏名等 (ふりがな)	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上	(ふりがな) 氏名 住所 〒 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 移動送迎支援活動歴 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1年以下 <input type="checkbox"/> 1年以上
	福祉に関する 免許・資格	例: ホームヘルパー2級
適性診断	要 ・ 不要	

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡さし上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は  
その目的以外の用途には利用しません。

**FAX.06-4396-9189**

交流会・報告

# 九州地区ネットワーク交流会に 参加して

関西 STS 連絡会 伊藤 豊

第3回九州地区移動支援ネットワーク交流会が、7月29日（土）熊本県青年会館で開催されました。熊本県福祉生協の小出さんの司会で、九州5県と大阪・岡山より20名の参加があり、各団体・個人の自己紹介、提言、質問などがあり、全国移動ネットのパンフレット（総合事業で移動外出支援）を基に全国ネットの横山副理事長、柿久保副理事長、佐賀の江口理事、NPO 中原たすけあいの会の平野代表の説明がありました。

2部は2グループに分かれて全国ネットの理事の進行で各地区、団体の問題点、疑問点について熱く語り合いました。最後に次回の交流会は約1年後、鹿児島で全国移動ネットの協力で開催することで終了し、3部は肥後ダイニングで懇親会があり親睦をふかめました。

自己紹介で柿久保氏より、全国ネットや政策メールの説明、阪神大震災や東北大震災、熊本地震などへの障がい者の移送支援の歴史や、「ももくり送迎基金」、各地区交流会（四国、中国、九州）の重要性を指摘されました。

横山氏は、各交流会発足の指導的な立場から、岡山県内のネットワークを整備して、中国、四国、九州へ拡大された経緯と、今回3回目の九州交流会の説明がありました。

岡山の山口氏は、継続支援A、Bの資金で移動サービスを実施しており、やめたいと言いながらも継続されています。

大分からの唯一の行政マンの日野氏は、総合事業では全国的に注目される地区で、移送サービスへの参考にと。

佐賀の平野氏は、20年の送迎支援の歴史があり、移動サービス中心ながらも赤字で総合事業をうまく活用できないかとのことでした。

江口さんは、様々な事業を行いながら、高齢者ボランティアの運転研修活動などにも力を入れているとのことでした。

長崎の「ほほえみながさき」からの大平さん、鈴木さんより、人材育成と活動資金について提言がありました。

熊本の「障害者がとともに暮らせる地域創成館」の堤さんや、「NPO 法人 武蔵ヶ丘ご近所クラブ」の志多谷さん、「福祉生協」の小出さんよりは、活動内容について話がありました。

「つばめタクシー」の北さんは、患者送迎やシルバー人材への研修、「鹿児島自立支援ネットワーク」の平野氏は、ローカルルールで運転手の規制があること。

鹿児島の福祉輸送の「NPO 法人 いちごいちえ」の浅山さんよりは、鹿児島は観光立国でありながら、バリアフリーは非常に遅れていることと、地区住民280



人の参加者による NPO 法人での送迎活動を実施しており、補助金でも他地区より恵まれていることを報告されました。

関西 STS 連絡会の柿久保氏の報告では、2006 年制定の福祉有償運送は、それなりの意義があったこと。また、運営協議会や官庁などの規制があり、実はどうしようもない状況があること。また、総合事業や高齢化などによる交通空白地について、今後の規制改正推進会議や、高齢者の移動手段確保検討会の報告や提言について、期待をのべられました。

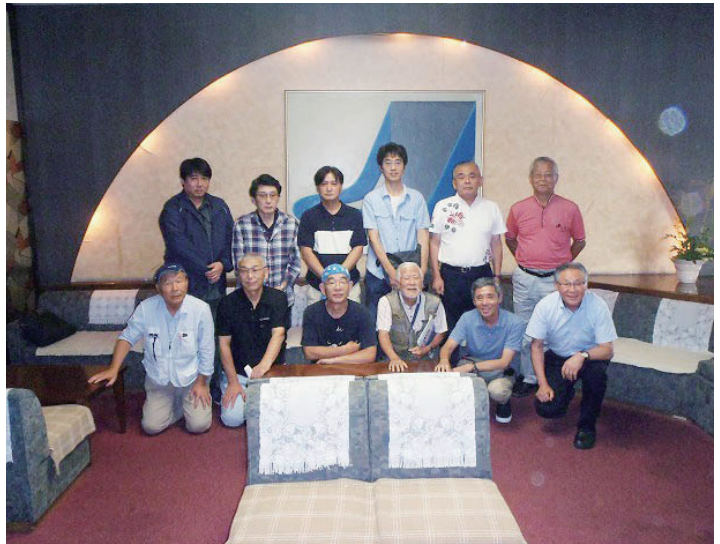
検討会に参加されている全国ネットの委員の奮闘があり、それを支える各移動送迎ネットの重要性と、それらを先駆的に活動されている横山副理事長の努力があり、重要性が確認できました。

今回、福岡と宮崎よりの参加がなく、行政官の参加が少ないながらも、タクシー会社から福祉輸送、地区送迎と参加者もテーマも問題意識も幅広く、様々な課題や問題が認識出来ました。

総合事業が幅広い利用者に、今後、応えられるかが課題で、各層のコーディネーターへの参加の重要性についても認識できました。

帰りは鹿児島から参加された「NPO 法人 いちごいちえ」の浅山さんの車に便乗して、一緒に帰鹿しました。浅山さんは大阪芸大で勉強され、以前、伊丹で働いており、関西の知識もあり、鹿児島で様々な活動をしています。活動の原点が笑い（人を笑わせること）で、NPO 法人名“いちごいち笑”になっており、鹿児島県福祉輸送連絡会の幹事として、鹿児島市、奄美、薩摩川内、日置、霧島、南さつま、始良地区の各 NPO 団体をまとめて、ストレッチャーや民間輸送を担っています。

「NPO 法人 いちごいち笑」は、移動送迎サービスの“ドアー to ドアーからベット to ベット”を基本理念にして、福祉輸送を行っています。また、いちき串木野市を中心にして、こどもの夏休み向け科学教室や、入院患者向けの見舞いのホスピタルクラウン（ピエロ派遣）など幅広い活動の原点（孤独死への想い）は、阪神大震災支援の私の想いとかさなるものでした。また NPO 法人で地区住民



280 名の移動送迎活動も行っています。

幅広い話題の中で「知覧をみてから死ね」を合言葉に、全国から来られる方の特攻隊員追悼の話の中で、「現在のこんな日本でよかったのか」という言葉は印象に残りました。

鹿児島市内で中心的な福祉輸送団体の「NPO 法人 鹿児島ボラネット」を訪問しました。

代表の後藤氏は、「全身性障害」のストレッチャー利用者でありながら、メンバーの協力もあって車 3 台で幅広く送迎されています。

鹿児島での来年の「九州地区移動支援ネットワーク交流会」への協力をお願いして、鹿児島市役所の福祉有償運送の担当者の現況について教えてもらいました。

鹿児島ボラネットは、2008 年に登録。リフト付車両での移動送迎と、付き添いガイドを行っています。在宅支援やボランティア会員、障がい者会員との交流会や、通信発行、飲み会などを行っています。



# お譲りします！

## スズキ セニアカー（ブルーパール色）



**価格 38,000 円**

**事務所まで、取りに来ていただける方  
（浪速区敷津東）**

**担当 柿久保・伊良原**

### 編集人：

編集人／NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部

〒 556-0012 大阪市浪速区敷津東 3 丁目 6-10 TEL・FAX 06-4396-9189

発行人／関西障害者定期刊行物協会

〒 543-0015 大阪市天王寺区真田山町 2 - 2 東興ビル 4 F

定価／100円